

| | |
|-----------|--|
| 会 議 名 | 令和4年度 第1回稲沢市都市計画審議会 |
| 日 時 | 令和4年10月26日(水) 午前10時から午前11時5分 |
| 開催場所 | 稲沢市役所 第2・第3会議室 |
| 議 題 | 1 議事録署名委員の選出について 2 議案 第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について(付議) 3 特定生産緑地の指定について 4 その他 ・ 都市計画審議会の今後の予定について |
| 出席委員 | 二ノ宮明彦 鷺野 勝 澄川隆昭 櫻井二子 森 真弓 望月直子 野田千賀 大塚俊幸 杉山太希 黒田哲生 大津丈敏 富田和音 平床健一 (順不同) |
| 欠席委員 | 財津裕真 角田肇康 |
| 出席者(市) | 稲沢市長 加藤錠司郎 建設部長 鈴森泰和 |
| 事 務 局 | 都市計画課 次長兼課長 松永 隆 統括主幹 石原祐樹 主幹 横井利幸 主査 新見 巧 主査 川口尚哉 都市整備課 課長 川口 眞 主幹 高瀬博和 主査 山田和典 |
| 公開/非公開 | 公開 |
| 非公開の理由 | — |
| 傍 聴 人 | 0人 |
| 会議の内容(概略) | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>開会 (事務局)</p> | <p>【新任委員(二ノ宮委員)の紹介】</p> <p>「半数以上の委員出席につき審議会は成立」の報告</p> <p>【市長挨拶】</p> <p>【市長から付議書の読み上げ】</p> <p>—— 他公務のため市長退席 ——</p> <p>稲沢市都市計画審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会議進行を会長に委任</p> |
| <p>議事進行</p> | <p>○議題1 議事録署名委員の選出について</p> <p>稲沢市都市計画審議会運営規則第9条に基づき会長指名により、森委員、望月委員が選出された。</p> <p>○議題2</p> <p>第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について(付議)</p> |
| <p>議案説明 (事務局)</p> | <p>【第1号議案】</p> <p>資料に基づき説明を行った。</p> |
| <p>質疑応答</p> | <p>(質疑なし)</p> |
| <p>採決</p> | <p>● 第1号議案について、全会一致で原案どおり異議の無い旨、答申を得た。</p> |
| <p>議事進行</p> | <p>○議題3 特定生産緑地の指定について</p> <p>【特定生産緑地の指定について】</p> <p>資料に基づき説明を行った。</p> |
| <p>質疑応答</p> | <p>(委員A)</p> <p>特定生産緑地制度は、10年毎に更新できるということだが、無期限に更新できるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>特定生産緑地として指定されてから10年経過する際に、引き続き特定生産緑地として営農していくということであれば、更新されます。農地の保全のため、その先の10年間農地として営農していく見込みがあることが前提となり</p> |

質疑応答

ます。

(委員 A)

更新の際に将来 10 年間営農できるということを確認する書類を提出するの
か。

(事務局)

同意書を提出してもらい、確認しています。

(委員 A)

特定生産緑地制度の趣旨が都市農地の保全ということで、なるべく減らさな
いようにしようという趣旨であると理解するが、生産緑地地区の指定が解除
されることで将来的に徐々に減っていくことはやむを得ないということか。

(事務局)

本市は市街化区域が 11.3%と狭小であり、緑地は市街化調整区域で充足でき
るため、市街化区域は宅地化を進めていくことを優先しています。公園の設置
に係る誘致距離を考慮しても、ある程度満足しているため、生産緑地を新たに
指定することはしていませんので、今後生産緑地を耕作できないという事態
になれば、減っていくこととなります。一方で、市として新たな市街地整備を
進める中で、市街化区域を拡大する際には、生産緑地の需要も発生すると思
われますので、その場合は追加で指定することも考えられます。

(会長)

確認だが、10 年の延長は何回でも制限なくできるということか。

(事務局)

現行の制度上では、回数の制限はありません。

(委員 B)

30 年継続しなければならなかったものが特定生産緑地となり 10 年となると、
相続税等の対策に有利となることはないのか。

(事務局)

しっかりと農地として保全していただくことを前提として税金が軽減される
ものであり、耕作放棄地のようなかたちで生産緑地を継続することはできま
せん。特定生産緑地についても、現地や耕作者がいるということを確認したう
えで、指定の手続きをしております。

(委員 B)

相続を考えている人が、いったん特定生産緑地として残して相続をするとい
うような税の抜け道になることはないのか。

(会長)

特定生産緑地に指定されれば、10 年間営農を続けなければならない、何らかの
理由がなければ指定を解除できるものではないので、相続税のことだけを考
えて特定生産緑地を継続するという考えにはならないと思う。期間を 30 年か

質疑応答

ら 10 年にするのは、30 年前に生産緑地の指定を受けた際の主たる従事者が高齢となっているため、制度を継続することを考えた際に、30 年ではなく 10 年という期間にしたのだと思う。

(委員 C)

耕作の条件について確認したい。例えば、広い畑にみかんの木が 2 本植えてあるケースなど、これは耕作にあたるのか。また、通年は耕作していないが、年に 1 度耕作するために農機具が置いてあるケースなどもあるが、判断基準はあるのか。

(事務局)

基準というものはありませんが、生産緑地は都市農地の保全という目的があり、現に農地として草の管理等をして維持しているということであれば、生産緑地として保全されているという判断になります。

(委員 D)

今の質問に関連し、遊休農地の問題は多くある。農業委員会では農地の調査をしているが、まじめに営農されている土地もあれば、1 年に 1 度だけ営農されてあとは草が生えている土地もある。青地であっても難しい状況であるが、特定生産緑地として 10 年間しっかりと管理されるのか。都市農地であるので、雑草を放置すると虫が発生するなど問題になる。

(事務局)

特定生産緑地の申請の際に、10 年間継続していただくということは丁寧に説明し、現地も確認しており、申請者には制度の趣旨をご理解いただいていると考えております。

(会長)

生産緑地は農地として農作物を栽培しなければならないのか、それとも農地として保全、管理はしているが農作物は栽培していないケースも対象となるのか。

(事務局)

生産が条件ではなく、現に農地として保全されているかどうか、ということに留まります。

(委員 E)

特定生産緑地を指定したあとも、現地の確認はするのか。

(事務局)

指定後の追跡調査については、生産緑地の周辺の方から管理がされていないというようなご相談をいただければ現地を確認し、必要に応じ口頭で指導することになると思われます。

(委員 E)

その場合の指導とは、農地として活用することをいうのか、それとも生産緑地

の指定を解除するよう指導するのか。

(事務局)

指定の解除には条件が必要であり、農地の管理を放棄するだけでは解除できませんので、まずは農地の適正な管理を求めるという対応になります。

(委員 F)

生産緑地の現地には、生産緑地であることを示す看板等は設置されているのか。

(事務局)

特定生産緑地を含む全ての生産緑地については、生産緑地であることを示す標識が設置されていますが、特定生産緑地であるということを示すものではありません。

(委員 E)

生産緑地はこれ以上指定しないということだが、この考え方はマスタープランに位置付けがあるのか。

(事務局)

生産緑地の指定にあたっては、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることが条件となりますが、「稲沢市緑のマスタープラン」においては、既存の緑地の質を高めることに重きを置いております。ただし、新たなまちづくりによる整備が進む場合には、地権者の意向を聞きながら生産緑地を配置したいと考えております。

(委員 E)

生産緑地の当初指定の際に、買取申出があった場合は原則として全て買取りということであったと思うが、財政的な理由もあり買取らないケースが多くある。30年が経過し、個人が自由に売却できることになり、乱開発が心配されるが、この点についてはどう考えるか。

(事務局)

土地所有者が生産緑地を売却することになれば、開発要件等に適合したかたちでの開発が進んでいくことになると思われます。

(会長)

全ての生産緑地が一気に宅地化していくこともないと思われる。特定生産緑地として生産緑地制度を継続しないことを選択したのは、全体の約3割とのことで、他市町も近い割合であると聞いている。少しずつ宅地化が進むことになるのではないか。

- 特定生産緑地の指定について意見はなかった。

| | |
|------------------------|--|
| <p>その他説明 (事務局)</p> | <p>○議題4 その他 【都市計画審議会の今後の予定について】 次回の都市計画審議会開催（令和5年11月予定）について説明を行った。</p> |
| <p>質疑応答</p> | <p>質疑なし</p> <p>審議案件は終了のため事務局に進行移行</p> |
| <p>閉会 (事務局)</p> | <p>【建設部長挨拶】</p> |